

新宮町人權教育・啓発基本指針

(改 定 版)

令和 3 年 3 月改定

新 宮 町

目 次

第1章	はじめに	
1	基本指針改定の趣旨	1
2	基本指針の性格	1
3	基本指針策定の背景	2
	(1) 国際社会における取り組み	2
	(2) 国および県における取り組み	3
	(3) 本町における取り組み	4
第2章	人権教育・啓発の推進	
1	人権教育	6
	(1) 学校教育における人権教育	6
	(2) 社会教育における人権教育	9
2	人権啓発	10
	(1) 町民に対する人権啓発	10
	(2) 企業における人権啓発	11
3	特定職業従事者に対する研修	12
4	総合的かつ効果的推進	13
第3章	分野別施策の推進	
1	部落差別	15
2	女性	18
3	子ども	20
4	高齢者	22
5	障がい者	24
6	外国人	27
7	感染症患者等	29
8	犯罪被害者等	31
9	インターネットによる人権侵害	32
10	性的少数者	34
11	さまざまな人権問題	35
	(1) 刑を終えた人や更生保護対象者等	35
	(2) 生活困窮者等	35
	(3) 北朝鮮当局による拉致被害者等	35
	(4) その他	35
第4章	推進体制等	
1	推進体制	37
2	関係団体等との連携	37
3	基本指針の見直し	37
資料		
	用語解説	41
	新宮町差別をなくし人権を守る条例	46
	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	48
	指針の改定体制・検討経過	50

第1章 はじめに

1 基本指針改定の趣旨

2000年（平成12年）12月に公布・施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第3条に規定する基本理念を踏まえ、同法第5条の規定に基づき、本町の実情に即した人権教育・啓発に関する基本的な方向性を明らかにするために、2008年（平成20年）3月に「新宮町人権教育・啓発基本指針」（以下「基本指針」という。）を策定しました。

本町では、この基本指針に基づき、日本国憲法で保障されている基本的人権を尊重し、明るく住みよい地域社会の実現をめざして、人権教育・啓発に関する施策を積極的に推進してきました。

しかしながら、依然として、学校、地域、家庭、職場など社会生活のさまざまな局面において、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、感染症患者等に対する偏見や差別が問題となっています。

また、基本指針の策定以降、国際化、情報化の進展などを背景に新たな人権問題が顕在化しており、さらに、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律など、個別の人権問題の解決に向けた法整備も進んでいます。

今回、これらの人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ、基本指針の見直しを行いました。

2 基本指針の性格

本基本指針は、次の性格を有するものです。

- (1) 国の「人権教育・啓発に関する基本計画」および福岡県の「福岡県人権教育・啓発基本指針」の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発を総合的に推進するために策定するものであること。
- (2) 2008年（平成20年）3月に策定した基本指針の考え方を引き継ぎ、これまでの取り組みを踏まえ、本町における人権が尊重される社会の実現をめざすための人権教育・啓発の在り方を示すものであること。
- (3) 「新宮町人権に関する町民意識調査」等により明らかになった本町の実

態を踏まえ、学校、地域、家庭、職場などさまざまな場を通して、町民が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得できるよう、中長期的な方針を示すものであること。

- (4) 人権が尊重される社会づくりの担い手は町民であるとの理念の下に、本町における人権教育・啓発の基本的な方針を示すものであり、行政機関、企業、民間団体等がそれぞれの役割を踏まえた上で、連携・協働し、実効ある人権教育・啓発を推進するものであること。

3 基本指針策定の背景

(1) 国際社会における取り組み

20世紀に起こった二度にわたる世界大戦は、多くの人命を奪い、人々の生活を破壊しました。その反省から、1948年（昭和23年）第3回国連総会において人権の国際的基準として「世界人権宣言」が採択されました。その宣言の中には「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」とうたわれました。その後、宣言の理念は、多くの条約や宣言に採択され、具体化が進められてきました。

こうした中、これまでの人権を守る活動の成果を検証するとともに、地域紛争やテロなどにより尊い人命が奪われて人権が侵害される状況が続いていることから、1993年（平成5年）ウィーンにおいて「世界人権会議」が開催され、全ての人権が普遍的であり、人権尊重が国際的に関心事項であるとし、人権教育の重要性が確認されました。

また、1994年（平成6年）第49回国連総会において、人権文化の構築をめざし、世界規模で人権教育を推進する「人権教育のための国連10年」（1995年（平成7年）～2004年（平成16年））が採択されました。「国連10年」も2004年（平成16年）末をもって終了しましたが、人権教育をより実効性のあるものとするために、2004年（平成16年）12月の第59回国連総会において「人権教育のための世界プログラム」に取り組む決議が採択されました。そして、効果的な人権教育を継続して実施していくために、2005年（平成17年）から重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定されました。

2015年（平成27年）には、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）までの国際目標としてSDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、ジェンダー平等の実現、貧困や不平等をなくするなど17の目標が設定されました。

（2）国および県における取り組み

わが国では、日本国憲法において、すべての国民に基本的人権の享有を保障するとともに、国際人権規約をはじめとする人権関係条約を批准・加入し、国際社会の一員として、人権尊重社会の形成に努めてきました。「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1997年（平成9年）「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

また、国の諮問機関である地域改善対策協議会（以下「地对協」という。）は、1996年（平成8年）に行った意見具申において、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、役割を果たしていくことは重要な責務とした上で、わが国固有の人権問題である同和問題の解決に向けた今後の主要な課題は、教育、就労、産業等の面でなお存在している格差の是正等のほか、「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」と「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」であるとししました。地对協が指摘したこの事項に関して、今後の具体的な方策を検討するために、1997年（平成9年）「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会を法務省に設置しました。

2000年（平成12年）には、人権教育・啓発に関する国、地方公共団体および国民の責務が明記されるとともに、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国に義務づけられた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行し、2002年（平成14年）3月同法に基づく国の基本計画を策定しました。

また、2000年（平成12年）「児童虐待の防止等に関する法律」、2001年（平成13年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、2006年（平成18年）「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2012年（平成24年）「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、2016年（平成28年）「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差

別の解消の推進に関する法律」などを整備しました。

2016年（平成28年）には、SDGsの国連サミットでの採択をうけ、内閣総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」を設置し、「SDGs実施指針」を決定しました。

一方、福岡県においても、1997年（平成9年）に行政運営を総合的、計画的に実施するために策定した「ふくおか新世紀計画」の中で、偏見や差別の解消のため、あらゆる機会をとらえて、県民一人ひとりの人権意識を高揚するための教育・啓発を進めるとしました。その取り組みとして、1997年（平成9年）知事を本部長とする「福岡県人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、1998年（平成10年）「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」を策定しました。

2003年（平成15年）には「福岡県人権教育・啓発基本指針」を策定し、実情に即した人権教育・啓発に関する施策を推進してきました。さらに、2018年（平成30年）に、人権を取り巻く状況の大きな変化を踏まえ「福岡県人権教育・啓発基本指針（改定）」を策定し、性の多様性に関する無理解や偏見、インターネットによる人権侵害など新たに顕在化した問題についても、教育・啓発に取り組んでいます。

（3）本町における取り組み

1976年（昭和51年）部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために、人権・同和教育の徹底を図り、真に人権が尊重され、民主的な明るいまちづくりを目的とする「新宮町同和教育推進協議会（2002年新宮町人権・同和教育推進協議会に改称）」を設立しました。現在、研修会を開催するとともに、学校人権・同和教育部会、社会人権・同和教育部会、行政人権・同和教育部会の三部会に分かれて、目的に沿った活動をそれぞれ行っています。

1996年（平成8年）にはあらゆる差別をなくし、町民一人ひとりの参加による明るく住みよい地域社会を実現するために「新宮町差別をなくし人権を守る条例」（令和2年3月改正）を制定しました。

2005年（平成17年）12月には町長を本部長とし、各課・局長等で組織する、人権・同和教育問題解決のための施策の総合的な調整・企画を行う機関「新宮町人権・同和教育問題解決推進本部」を設置し、各課が相互の連携を図りながら全庁体制で取り組みを行っています。

また、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、2008年（平成20年）に「新宮町人権教育・啓発基本指針」を策定し、実情に即した人

権教育・啓発に関する施策を推進しています。

さらに、「新宮町障がい者計画」（2016年度（平成28年度）～2020年度（令和2年度））、「新宮町高齢者保健福祉計画2019」（2019年度（平成31年度）～2021年度（令和3年度））、「新宮町地域福祉計画・新宮町自殺対策計画」（2019年度（平成31年度）～2023年度（令和5年度））、「第2次新宮町男女共同参画基本計画」（2019年度（平成31年度）～2023年度（令和5年度））などの個別計画においても、人権問題解決のための取り組みを進めています。

2021年（令和3年）には、本町の最上位計画である「第6次新宮町総合計画」（2021年度（令和3年度）～2030年度（令和12年度））を策定し、各施策分野にはSDGsの17の目標を関連づけ、「持続可能なまちづくり」の推進を新たに組み込みました。SDGsの達成には、みんなで課題に取り組む必要があり、人権の尊重が欠かせません。人権が尊重され、「自分らしく豊かな心を育むまち」をめざして、さまざまな施策を推進します。

第2章 人権教育・啓発の推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう」と規定されています。

この規定から、人権教育とは、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育および社会教育において行われる教育活動のことです。また、人権啓発とは、人権尊重思想の普及・高揚を図ることを目的として行われる研修・情報提供・広報活動等で人権教育を除いたものであると整理することができます。

1 人権教育

(1) 学校教育における人権教育

ア 現状と課題

本町では、基本的人権の尊重の精神を育む取り組みを就学前教育から小・中学校教育を通して、さまざまな教育活動の中に位置づけて推進しています。

また、人権教育の国際的潮流や家庭・地域・社会の状況の変化に伴い、子どもの生活背景や実態が多様化し、より一層人権が尊重される社会を形成する必要があることから、部落差別をはじめとする女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的少数者、インターネットによる人権侵害を含め、さまざまな人権問題に関する学習を進めています。その中で、福岡県教育委員会が設定している生命尊重、自己認識、協調協働、労働観、科学的認識、国際理解の6つの指導目標を基底にして、教科・特別の教科道徳・特別活動・総合的な学習の時間において同和教育副読本「かがやき」、人権教育学習教材集「あおぞら」「あおぞら2」を活用しながら、さまざまな人権問題に関わる学習を進めています。

さらに、総合的な学習の時間を中心として、自ら学び、自ら考え、自ら判断する力を伸ばし豊かな人間性を培うために、国際理解、情報、環境、福祉、健康などの課題についての横断的・総合的な学習活動に取り

組んでいます。

各学校におけるこれらの取り組みは、児童生徒の人権問題に関する認識を深めるとともに、人権を尊重する意識を形成する上で重要かつ有意義であると考えます。

2012年（平成24年）に実施した「新宮町人権に関する町民意識調査」（以下、「町民意識調査」という。）によると、部落差別についての知識や情報は、「学校の授業で習った」という回答が41.5%と高い割合を示しています。また、「部落差別問題を解決するには特にどのようなことが必要だと思いますか」の質問について、「町民一人ひとりが部落差別問題についての正しい理解を深め行動する」が46.4%と最も高く、続いて「学校の人権教育で部落差別問題について学習する機会を充実させる」が35.7%と高くなっています。今後とも、学校教育における人権教育のより一層の充実が求められています。

しかしながら、学校においては、部落差別や障がい者等にかかわる問題をはじめ、差別発言などの差別事象の発生、いじめや学校に来られない子、規範意識や社会性が身につけていない子どもなどの問題が深刻化しています。

さらに、学校全体の人権についての共通理解や指導・支援・援助する立場にある教職員の人権尊重の理念の理解、体得および人権感覚を豊かにすることが大きな課題であると考えます。

このような現状から、今後とも、学校における教育活動全体を通して、児童生徒が「ともに学び、ともに生きる」という意識を高め、自分らしさ（個性）を十分に発揮し、自他の存在を認め合うことで人権問題を主体的に解決していく力を伸ばすことができるような指導をより充実させていくことが必要です。

イ 施策の基本方向

幼稚園・学校においては、それぞれの発達段階や子どもの実態に応じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を基底にした人権尊重の精神の育成を基盤に据えた教育目標を設定しています。また、その実現をめざし、保育所・幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校・高等学校が連携した教育活動を展開していく中で、幼児・児童・生徒が人権に関する知識や態度、実践力を伸ばしていくことができるよう努めます。

(ア) 就学前における教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎・基本が無意識かつ自然に培われる極めて大切な時期であり、自然やくらしの中で自他の存在を認め合い、人権や生命を大切にすることを通して、人権尊重の精神の芽生えを育むことは極めて重要であると考えます。

この時期に人権感覚を養うことが、将来においての人間形成に大きな影響を与えるという観点から、友だちとの関わり合いや人権を考える人形劇や絵本などを通しての人権教育を推進し、今後も人間形成の礎を築くことができるよう支援していきます。

(イ) 小・中学校における教育の推進

a 校内推進体制の確立

校内における人権・同和教育推進委員会によって、各学年の教員および人権・同和教育担当教員と連携していきます。また、児童生徒に自他の人権を大切にすると態度やスキルが身につくよう学習内容等を創意工夫するための研修に努めます。保護者および児童生徒に対する教育相談等の活動を通して、家庭・地域社会の教育力の向上に努めます。

b 教材集等の充実

多角的・多面的なものの見方・考え方を伸ばし、「差別をしない・させない」という認識と実践力を育むために有効な学習教材等の情報収集や調査研究を行い、地元教材を含めた人権教育教材の開発に努めます。

c 人権を尊重した教育活動の展開

人権尊重の精神を育成していくためには、「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえて、一人ひとりの人権を尊重した教育活動を構築することが大切です。

特に、自分と他人の存在を認め合い、人権を大切にするための知識・態度や実践力を高めるという視点から、人権・同和教育学習カリキュラムを作成し、子どもが抱える心の問題を解決し、安心して楽しく「ともに学び、ともに生きる」ことのできる学校づくりを推進します。

d 家庭・地域と連携した人権教育

学校・家庭・地域が互いに連携・協力し、社会性や心豊かな人間性を育むために地域公民館、集会所等の諸施設の利用を促進し、自然体験、ボランティア活動等を推進します。

また、地域の人材、伝統文化、行事等の積極的な活用を通して、人権が尊重された学校づくり・地域づくりを推進します。

P T Aなどの関係機関等と十分に連絡・調整を図り、学校・家庭・地域が協調・協働して、さまざまな人権問題の解決に取り組むように努めます。

e 教職員研修の充実

学校における人権・同和教育の取り組みを有効に機能させていくには、教職員が人権の理念に対する認識と人権感覚を高め、人権の視点に立ったものの見方・考え方に基づく教育実践を進める必要があることから、各幼稚園、小・中学校の教職員を対象にした研修会および新転任者への研修会を充実させ、「学校人権・同和教育部会」と連携して今後も教職員の人権に対する認識や指導力の向上に努めます。

また、新しい歴史観や性の多様性、インターネットによる人権侵害などについて、常に学び続ける姿勢を持ち、子どもたちのモデルとなるよう努めます。

(2) 社会教育における人権教育

ア 現状と課題

本町の社会教育における人権教育は、地域を基本に進めてきました。地域においては、各地域分館主催の住民に対する学習会を実施しているほか、地域での指導者を養成すべく、町が主催する学習会も実施しています。その他、社会教育関係団体等への研修会も実施しています。

しかしながら、「町民意識調査」によると、人権問題に「あまり関心がない」と「まったく関心がない」と回答した人が合わせて27.6%と、依然として町民の人権問題に対する意識が不十分であるとの結果が出ています。

さらに、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、外国人、障がいのある人に対する偏見や差別に加え、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別、インターネット上での人権侵害など、新たな人権問題が出てきており、さまざまな人権問題については、正しい情報発信や学習する機会を設け、体験参加型の手法を取り入れるなど、創意工夫した取り組みが必要です。

また、大きく変化している社会情勢によって、本町においても、家庭をとりまく地域の状況が大きく変化しています。

このようなことから、子どもから高齢者までを対象に、最新の情報発信や多様な学習機会を提供し、町民の間に共生の心を育むとともに、相互の人権を尊重する社会の実現を図ることが必要です。

イ 施策の基本方向

社会教育においては、家庭や地域などあらゆる場で、実態に応じたさまざまな人権に関する学習の充実を図っていくことが必要です。

その際、単に人権問題を知識として学ぶだけでなく、主体的に身近なこととして捉え、日常生活においての態度や行動に現れるような人権感覚を持つことができる教育に努めます。

(ア) 家庭教育に対する支援

さまざまな施策を通して、家庭教育に関する学習機会や情報の提供を図り、学校や地域と家庭が連携した活動を推進するなど家庭教育の支援に努めます。

(イ) 学習機会の充実

公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図るとともに、学校教育と社会教育が連携し、人権が尊重されるまちづくりの推進に努めます。

2 人権啓発

(1) 町民に対する人権啓発

ア 現状と課題

本町では、7月の三月間（同和問題啓発強調月間、社会を明るくする運動月間、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間）における「町民のつどい」や12月の「人権週間」における「人権フェスティバル」を中心に、街頭啓発、講演会などを通して、部落差別をはじめとするあらゆる人権問題の啓発に努めています。また、町広報誌「アクティブ新宮」の「みんなの人権」の欄を通して、啓発を行っています。

しかしながら、近年においても、差別発言などが起きている状況にあるとともに、社会の変化に伴い、今までにはなかった新たな人権問題も顕在化しています。

また、「町民意識調査」では、全体の71.1%の人が、人権問題に「関心がある」「ある程度関心がある」と回答している一方、「関心がない」

「あまり関心がない」と回答した 27.6%の人が、その理由として主に「自分ではどうすることもできないから」「人権問題とはどのようなものかよくわからないから」と回答しており、人権問題が身近な問題として捉えられてはいないことが分かります。

これまで、本町では、人権が尊重される社会の確立に向けて、人権啓発の取り組みを進めてきましたが、依然として基本的人権にかかわるさまざまな課題が残されているため、より一層効果的な啓発を進めていく必要があります。

イ 施策の基本方向

さまざまな人権問題を自分自身のこととして考え、理解を深めることができるような啓発活動が重要です。自分の人権と同様に他の人々の人権を尊重する、そして誰もが心豊かに暮らせることがまちづくりの課題であるとの視点で啓発活動を推進します。

(ア) 町民に対する啓発活動の強化

さまざまな施策を通して町民全体に人権意識が根付き、人権文化が浸透するように努めます。また、あらゆる機会を逃さず、内容や手法に創意工夫を凝らしながら、効率的に啓発活動を進めます。

(イ) 身近できめ細かな啓発活動の推進

日常生活で起こる身近な問題をテーマとしながら、きめ細かな啓発活動を推進し、身近な場所で、さまざまな人権問題に対する情報をより多く発信することで、誰もがいつでも情報が得られるように努めます。

(2) 企業における人権啓発

ア 現状と課題

企業は、社会を構成する一員として、顧客・従業員・株主・地域住民・社会一般に対し、社会的に責任を負っており、人権尊重の視点で企業活動を行っていくことが求められています。

1975年（昭和50年）の「部落地名総鑑」事件をきっかけに、同和問題の解決のための企業の責任が強く問われるようになり、「企業内同和問題研修推進員制度」（現「公正採用選考人権啓発推進員制度」）が設けられました。さらに、1999年（平成11年）には、職業安定法に基づく「労働者の募集に関する指針」が示され、就職差別の原因となる求職者等の個人情報の収集禁止や新規高等学校卒業予定者の採用選考の際の全

国高等学校統一用紙の使用等が明記されました。また、同年7月には、国の人権擁護推進審議会答申で「社会的責任を自覚し、公正な採用と事務所内における人権尊重の確保」が企業の役割であるとされています。

現在、国・県においては、企業における公正な採用選考と人権・同和問題に関する研修は「公正採用選考人権啓発推進員」（以下「推進員」という。）を中心に取り組みされており、推進員が人権啓発活動を推進できるよう、企業内研修の講師斡旋や啓発ビデオの提供などの支援が行われています。

本町においても、企業が連帯し人権問題を自らの問題として社会的責任を果たすべく「新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議」を2009年（平成21年）11月に組織し、町内企業18社から活動をスタートしました。今後は、その活動が充実するための連携や支援を強化することが必要です。

イ 施策の基本方向

町内企業において、公正な採用選考を行うことはもとより、人権尊重の企業づくりを行うため「新宮町企業内人権・同和問題研修推進会議」との連携を図り、企業が主体的に人権啓発を推進していく体制の強化に努めます。また、より多くの町内企業の参加を促進するため、さまざまな機会をとらえて啓発に努め、企業の社会的責任を促し、企業で働く人の人権が尊重されるよう啓発に努めます。

3 特定職業従事者に対する研修

ア 現状と課題

すべての町民の人権が尊重される社会をめざすためには、あらゆる人々を対象にあらゆる場、機会を通じて人権教育および人権啓発を進めていく必要がありますが、公務員、教職員、福祉関係者等、人権の擁護に深いかかわりをもつ職業に従事する者に対しては、重点的な人権教育、人権啓発が必要です。

これまでも、各職場や関係機関等において、さまざまな研修が行われてきましたが、その中でも全体の奉仕者である公務員は、憲法の基本理念の一つである基本的人権の尊重の視点に立って、行政を行っていくことが求められており、人権尊重の理念についての認識をもち豊かな人権

感覚を身につけた本町職員が、人権に配慮した行政を推進することが不可欠です。

イ 施策の基本方向

人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者すべてが、人権問題を正しく認識した上で、それぞれの職務に応じたきめ細かい人権感覚を身につけ、日常の職務に生かすとともに、地域における人権啓発活動に生かせるよう、人権問題に関する総合的な研修を積極的に実施するとともに、内容の充実や実施方法の工夫を行い効果的な研修となるよう努めます。特に本町職員が人権啓発の担い手としての役割を果たしていくための研修に努めるとともに、人権尊重の視点に立った施策や事業を進めます。

また、多くの特定職業従事者が所属している「新宮町人権・同和教育推進協議会」への積極的な支援を行います。

4 総合的かつ効果的推進

(1) 教材や資料等の情報収集

人権教育・啓発の推進にあたっては、人権問題に興味・関心・共感を呼び起こすとともに、日常生活において人権への配慮が態度や行動に現れるように、さまざまな人権問題に関する教材や資料の情報を数多く収集し、人権教育・啓発に活用できるように努めます。

(2) 内容・手法に関する調査・研究

学校、自治体、企業をはじめ民間団体等においては、これまでにさまざまな人権教育・啓発に取り組んできており多くの実績があります。

これらの内容・手法は、対象者や地域の実情を反映したものであるとともに、実践を通してその効果等が検証されていることから、今後は、既存の効果的な内容・手法の調査・研究に取り組むとともに、対象者および地域の実情や目的に応じた新たな内容・手法に関する調査・研究に努め、より効果的な人権教育・啓発を進めます。

(3) 職員等の育成

人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するためには、本町職員およ

び教職員の育成を図る必要があります。

また、町全体における人権教育・啓発を実効あるものにするためには、地域等に密着した人権教育・啓発を推進する人材の育成を図る必要があります。

このため、職員等の資質の向上をめざすさまざまな研修会等を実施し、日常生活の中で主体的に人権問題の解決に取り組む人材の育成に努めます。

第3章 分野別施策の推進

1 部落差別

(1) 現状と課題

部落差別は、わが国固有の人権問題であり、基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

国は、1965年（昭和40年）の同和対策審議会答申を受けて、1969年（昭和44年）に同和対策事業特別措置法を施行し、以後、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、同和対策事業を実施しました。

本町は、部落差別問題の解決を重要な課題と位置付け、特別措置法に基づく特別対策の活用など、さまざまな施策を実施することにより、同和対策の積極的な推進に努めてきました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は一定の成果が見られるところです。

また、2011年（平成23年）に全国規模の戸籍不正取得事件が発覚したこともあり、各自治体で本人通知制度の導入が進み、本町においても2014年（平成26年）2月から導入しました。

町民啓発の取り組みとしては、1996年（平成8年）に制定された「新宮町差別をなくし人権を守る条例」の主旨にのっとり、7月の「同和問題啓発強調月間」における「町民のつどい」および12月の「人権週間」における「人権フェスティバル」において、街頭啓発や講演会などの啓発事業を実施してきました。また、福岡県が実施している人権・同和問題啓発事業費補助金制度を活用し、ポスターや啓発冊子等を作成し啓発に取り組んできました。

同和教育の取り組みとしては、学校教育では、学力と進路の保障および人権尊重の精神を育成するため、児童生徒の発達段階や地域の実態を踏まえた同和教育を実践するとともに、教育内容の工夫・改善を図ってきました。また、社会教育では、町民に対する学習の機会を提供し、部落差別を自らの課題として考える取り組みを進めてきました。

しかし、近年においても学校現場における生徒間による賤称語を用いた差別発言や同和地区の問い合わせ事件などが発生しています。

また、「町民意識調査」では、正しい理解や学習機会の充実などが必要であるという考え方が多く見られる一方、依然として部落差別について無

関心・無理解層が存在しており、「そっとしておけば自然になくなる」という考え方、いわゆる「寝た子を起こすな」論も見られます。

そうした中、2016年（平成28年）に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」として、部落差別の解消についての基本理念を掲げ、相談体制の充実や教育・啓発に関し、国の責務や地方公共団体の努力義務を定め、国が行う部落差別の実態調査について規定しています。

今後の人権・同和教育および啓発の取り組みにあたっては、「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、かつ、これまでの取り組みの成果とこの問題の固有の経緯等を十分に踏まえつつ、部落差別を人権問題の重要な柱ととらえた人権・同和教育及び啓発を積極的に推進することが必要です。

（2）施策の基本方向

依然として根深く存在している差別意識や偏見の解消を図るために、創意工夫を行った効果的な人権・同和教育及び啓発を積極的に推進するとともに人権が確立された社会をめざします。

ア 啓発の推進

町民一人ひとりが部落差別についての正しい理解と認識を深めるよう啓発活動に積極的に取り組みます。

（ア）啓発活動の充実強化

7月の「同和问题啓発強調月間」や12月の「人権週間」を中心に、一層工夫した啓発活動に努めます。

（イ）職員の育成

地域に根ざしたきめ細かな啓発事業を実施できるように、本町職員の資質向上に努めます。

（ウ）企業における啓発の推進

企業において、積極的に啓発活動が行われるよう、関係機関と協力し、事業者に対する啓発指導を図るとともに、指導者の養成と資質の向上を図ります。

（エ）えせ同和行為の排除

部落差別解消の大きな障害要因となっているえせ同和行為に対処するため、その排除にあたっては、関係機関と連携の強化を図ります。

イ 人権・同和教育の推進

部落差別の解消は、教育における重要な課題であることを認識するとともに、これまでに培われてきた同和教育の成果を踏まえつつ、人権・同和教育の計画的な推進を図ります。

また、施策の推進にあたっては、学校・家庭・地域が互いの役割を認識しながら、研修会等を効果的に行うとともに、それらの取り組みを通して部落差別に対する正しい認識を培い、差別事象の解消をめざします。

(ア) 学校教育

児童生徒の人権意識の高揚をめざして幼稚園、小学校、中学校の連携の下、計画的・効果的な人権・同和教育を進めます。その際、部落差別問題を含めた町独自の人権・同和教育学習カリキュラムを改訂し、小・中の発達段階を踏まえ目標を持った計画的な人権意識の高揚を図ります。また、教職員の部落差別に対する正しい認識を培う研修等の充実を図り、児童生徒への効果的な指導が行われるよう指導力の向上に努めます。

(イ) 社会教育

地域分館等が行う部落差別をはじめとするあらゆる人権問題に関する学習等の支援に努め、感性や態度・行動に現れるよう学習内容の工夫・改善を進めます。また、町民全体が部落差別に対する正しい認識を持ち、主体的に捉えてもらうために、教育資料や視聴覚教材、ホームページなどのインターネットを通して的確な情報提供や、地域における指導者の育成を図ります。さらに、児童生徒に対する正しい人権認識を形成させるために、保護者に対する学習機会や情報の提供を行います。

2 女性

(1) 現状と課題

女性の人権尊重・地位向上をめざした本格的な動きは、1975年(昭和50年)の「国際婦人年」に始まり、世界では各国の政府が女性施策の必要性を認識し、女性差別の撤廃に取り組み、現在の男女共同参画社会の形成に向けた動きへつながってきました。

国においては、1994年(平成6年)に男女共同参画推進本部が設置され、1996年(平成8年)に「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。1999年(平成11年)には「男女共同参画社会基本法」が制定され、2000年(平成12年)には、この法律に基づく「男女共同参画基本計画」が策定されました。

福岡県においても、2001年(平成13年)に「福岡県男女共同参画推進条例」が制定され、2002年(平成14年)には、「福岡県男女共同参画計画」を策定しました。2021年(令和3年)には、「第5次福岡県男女共同参画計画」を策定し男女共同参画を総合的、計画的に推進しています。

本町においては、人権週間の強調事項に「女性の人権を守ろう」と掲げ啓発を行うとともに、2003年(平成15年)に糟屋地区一市七町で女性に対する暴力の電話相談窓口として「かすや地区女性ホットライン」を設置しました。

2014年(平成26年)には、男女共同参画を総合的、計画的に推進することを目的とする「新宮町男女共同参画推進条例」を制定し、「第1次新宮町男女共同参画基本計画」を策定しました。また、町の男女共同参画に関する施策・重要事項の調査審議を行う「新宮町男女共同参画審議会」についても同年設置しました。

2019年(平成31年)には、取り組みをさらに推進するため「第2次新宮町男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画は、「DV防止法」に基づく基本計画及び「女性活躍推進法」に基づく推進計画としても位置づけ、さまざまな施策を推進しています。

2017年(平成29年)に実施した「男女共同参画に関する町民意識調査」において、「男は仕事、女は家庭」という考え方についてみると、「反対(54.2%)」が「賛成(43.0%)」を上回っていますが、依然として固定的な性別役割分担意識が残っています。また、男女の地位の平等感については、「男性優遇」と答えた人の割合が多い状況です。

このような状況の中、今後も総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実

現に向けた啓発等に取り組んでいくことが課題です。

(2) 施策の基本方向

男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらずなく自らの個性と能力を十分に発揮できる社会をめざします。

ア 男女共同参画を実現するための環境づくり

政策や方針決定過程への女性の参画を進めるとともに、男性中心になりがちだった防災などの分野も含めて男女共同参画を推進します。また、町民や事業者に向けた男女共同参画に関する啓発活動を行うとともに、あらゆる世代に対して男女共同参画の視点に立った教育・学習を推進します。

イ 女性の人権が尊重される社会づくり

女性に対するあらゆる暴力及び性に関わる差別的行為の根絶に向けた啓発を推進するとともに、関係機関等との連携を強化し、配偶者等からの暴力防止対策及び被害者保護対策を推進します。

ウ 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進

働く場における男女共同参画を推進するとともに、仕事と家庭や地域生活の両立を可能にするための支援の充実と環境づくりを推進します。

3 子ども

(1) 現状と課題

子どもは、大人と同じように一人の人間として尊重され、安心して生活する権利を持っています。そして、子どもが心の豊かさやゆとりを大切にしながら、社会の中で健やかに成長していくためには、最大限に子どもの人権が尊重されることが重要です。

国においては、1947年（昭和22年）に児童福祉法を、1951年（昭和26年）に「児童憲章」を制定しました。また、1994年（平成6年）には「児童の権利に関する条約」（1989年国連総会採択）が批准され、子どもの利益を優先させるという条約の精神に沿って、児童福祉法の改正やその他施策の充実を図りました。さらに、2000年（平成12年）には、被虐待児の早期救済などをめざす「児童虐待の防止等に関する法律」（平成16年10月改正）、2013年（平成25年）に「いじめ防止対策推進法」を制定するなど関係法令等を整備してきました。

本町では、2019年（令和元年）に「第2期新宮町子ども・子育て支援計画」を策定し、子育て支援の分野に重点を置き、保育サービスの充実や子どもが健やかに育つことができる環境づくりなどを計画的に推進しています。また、2018年（平成30年）に設置した子育て世代包括支援センターにおいても、妊娠期から子育て期までの包括的な支援を実施しています。児童虐待に対しては、要保護児童対策地域協議会を中心に役場関係課が連携することはもちろん、福岡県児童相談所等公的機関や保育機関等との連携を密にし被虐待児の早期発見、保護に努めています。

しかしながら、子どもたちを取り巻く家庭や社会環境は、近年の少子化や核家族化、家庭の教育力の低下や地域社会のつながりの希薄化など著しく変化し、その中で、児童虐待、いじめや不登校などにみられるようにさまざまな深刻な社会問題が生じてきています。

子どもの人権をめぐる問題の背景には、家庭、社会環境の変化という要因のほか、大人が子どもを単に保護・指導の対象と考え、子どもの人権を尊重しないことも一つの要因と考えられます。このほか、スマートフォン等の携帯端末の普及に伴い、子どもが簡単にインターネット上の有害情報にアクセスできる状況となっています。またSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）を介在したいじめや性的犯罪の被害などの問題が起きています。

このため、子どもの人権を守り尊重するための社会づくりや心を育てる

環境づくりが課題です。さらには、子育て支援の充実や町民への子どもに対する人権意識の高揚を図るために啓発を推進していくことが必要です。

(2) 施策の基本方向

子どもが一人の人間として人権が最大限に尊重され、心の豊かさを大切にしながら、健やかに成長できる社会をめざします。

ア 子どもの人権が尊重される社会づくり

子どもが健やかに成長する権利を保障することは、大人の義務であり社会の大きな課題となっています。そのためにも、「児童の権利に関する条約」や子どもの人権について、大人一人ひとりが十分に理解できるよう啓発活動を行い意識の高揚を図ります。

また、子どもたちを犯罪や児童虐待等から守るために、子ども犯罪被害防止ネットワークの充実や要保護児童対策地域協議会により、子どもたちが安心・安全に生活できる環境整備に努めます。

イ 子育て支援

子育て中の親にとっては、行政の支援および保育機関におけるサービスの充実や地域での支え合う力が求められています。このため、子育て支援の拠点（新宮町子育て支援センター「かんがるーひろば」）の充実や、さまざまな保育ニーズに対応するための事業について検討を行います。

さらには、地域の力を確立するために、子育てを支援する地域コミュニティの形成支援を行います。

ウ 心豊かに育つ環境づくり

複雑化する子どもの人権侵害に対応するためには、研修を通して教職員や子ども会育成会などの地域の指導者に対する人権意識の育成に努めます。

また、学校、家庭、地域と連携し、子どもたちの自尊感情を高めることにより、すべての子どもが、自分しかかけがえのない存在と認識し、他者への思いやりや健全な心を育むことができるようきめ細かな教育を推進します。

4 高齢者

(1) 現状と課題

世界各国で高齢化が進む中、1999年（平成11年）を「国際高齢者年」とした国連は、さらに第2回高齢者問題世界会議において高齢者に関する国際的な政策を策定し、加盟国は積極的な行動をする責務があることを確認しました。

わが国においても、在宅福祉を中心とした「ゴールドプラン」、「新ゴールドプラン」及び「ゴールドプラン21」と時代を追って策定してきました。1997年（平成9年）に制定された「介護保険法」は、2005年（平成17年）に引き続き2014年（平成26年）にも大幅に改正され、ともに助け合い共生する社会を作っていく方向に転換されました。

また、2005年（平成17年）には、高齢者への虐待を発見した場合に市町村への通報を義務づけることなどを盛り込んだ「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が成立しました。

福岡県でも、介護保険法の改正などで社会福祉制度が大きく変わる中、2017年（平成29年）「第8次高齢者保健福祉計画」を策定し、高齢者が生き生きと活躍でき、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活できる社会づくりのために、県や市町村が取り組む方向性を明らかにしました。

本町においては、介護保険制度の大幅な改正を踏まえ、2018年（平成30年）にこれまで取り組んできた町の高齢者福祉施策を見直し、「新宮町高齢者保健福祉計画2019」を策定しました。

2018年（平成30年）に実施した地域の福祉に関するアンケート調査の結果からも、相談体制の整備や情報提供の充実について要望が高く、加えて、行政区を基盤とした地域の支え合いのしくみづくりや在宅生活を続けるためのサービスの提供体制の整備などのニーズが明らかになりました。

今後は、行政が提供するサービスだけではなく、住民が主体となった互いに助け合う体制づくりを進めていくことが緊急かつ重要な課題です。

また、高齢により心身機能が衰え、介護が必要となっても、その人が望む尊厳を保った生活ができるよう支援することは、重要な課題です。

(2) 施策の基本方向

高齢者が健康で豊かな生活を過ごすための保健・医療・福祉サービスの

充実はもちろんのこと、社会の重要な構成員として暮らすことができる社会をめざします。

ア 高齢者の生きがいづくり

高齢者の就業機会の確保のため、新宮町シルバー人材センターと連携を図るとともに、ハローワークなどの求人情報の提供に努めます。また、生涯学習、文化・スポーツ活動をはじめ、さまざまな体験や学習を通してやりがいや生きがいを見つけ、心身ともに健康でいきいきと生活できるために、各課および町内関係機関と連携をとり、活動機会の提供を図ります。一方、高齢者は社会でも重要な構成員として、長年培った知識や経験、技能を講師等として活動する機会や場の提供に努めます。

イ サービスを利用しやすい環境づくり

介護保険制度が実施され、高齢者は多種多様なサービスを受けることができるようになり、サービスの提供者と接する機会が多くなっています。そのため、高齢者に対するサービス体制の充実とサービスの向上を図ることはもとより、養護者や養介護施設従事者による高齢者虐待の防止に努めます。

また、サービスは自己選択、自己決定が基本ですが、判断能力が十分でない高齢者が安心してサービスを受けることができるように「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」を促進します。

ウ 地域生活支援体制の整備

高齢者が地域の中で安心して活動しやすい環境づくりを行うため、公共施設のバリアフリー化を引き続き推進するとともに、災害時の避難体制や防災体制について、地域に密着した防災ネットワークの検討を行います。

また、地域における福祉活動の中心として活動している新宮町社会福祉協議会の支援とそれをサポートするボランティアの育成に努めます。

5 障がい者

(1) 現状と課題

国連において、2006年(平成18年)に21世紀における最初の包括的な人権条約である「障害者の権利に関する条約」が採択されました。国連は政府や専門的な団体等と共働して障がい者問題に関する啓発を進め、人権の視点から障がい者に関する問題に取り組めるよう支援をしています。

国では、2013年(平成25年)に「障害者自立支援法」を改正し、障がい者支援の拡充を明記した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)として施行し、難病も対象とされました。さらに、同年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が制定され、行政機関や事業者による障がいを理由とする不当な差別的取り扱いが禁止されただけでなく、障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うことが求められるようになりました。

福岡県では、2015年(平成27年)新たに「福岡県障害者長期計画」及び「福岡県障害者福祉計画(第3期)」を策定し、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者施策を総合的、計画的に推進しています。また、1998年(平成10年)に「福祉のまちづくり条例」を制定し、バリアフリー化を推進することにより、障がい者や高齢者等が参加できる地域づくりを進めてきました。

本町では、「障害者基本法」に基づき、2001年(平成13年)3月策定した「新宮町障がい者(児)福祉計画」を2016年(平成28年)に見直し「新宮町障がい者計画」を策定しました。また、2018年(平成30年)には「第5期新宮町障がい福祉計画」と「第1期新宮町障がい児福祉計画」を一体的に策定し、サービスの提供体制を確保し、障がい者(児)の自立の促進を図っています。

また、「障害者差別解消法」の制定を受け、2016年(平成28年)に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を制定し、マニュアルを作成して職員への普及啓発を図っています。

しかしながら、2015年(平成27年)に新宮町居住の65歳未満の障がい者465人を対象としたアンケート調査によると、障がいがあることで差別を感じたりいやな思いをしたりしたことがあるかの問いに「ある」、「少しある」との回答が55.3%あり、過半数の人が不快な思いをしたことがあ

ることがわかりました。今後とも地域共生社会の理念の浸透や障がいに対する理解を深め、障がい者の社会参加に向けた人権が尊重されるまちづくりを進めていく必要があります。

(2) 施策の基本方向

心身の疾病や機能障害があっても、社会的な不利や差別は社会の努力でなくすことができます。そして、障がいがある人もない人もお互いに尊重し支えあいながら暮らしていくことができる社会をめざします。

ア 正しい理解と認識のための町民啓発の推進

障がいについての正しい理解を深め、障がい者（児）に対する差別意識を解消し地域共生社会の理念を実現するために広報誌等による啓発活動を推進します。

イ 自立と社会参加の促進

障害者基本法の理念である障がい者（児）の自立と各分野の活動への参加を促進する環境整備を進めます。

障がい者（児）の自立や社会参加を妨げる要因の一つとして、町民の障がいに対する理解が低く、交流が少ないことが差別や偏見をもたらしていると考えられます。そのためにも、人権研修等を通じて差別や偏見について学習し、障がいについての理解を深め、障がい者（児）と町民との相互交流を行います。

ウ 職業的自立の促進

障がい者の職業的自立を促すためには、事業所の受け入れ環境の整備や理解と協力が必要です。そのため、商工会や企業振興協議会等との連携を行い、事業所への積極的な雇用促進ができるように努めます。また、障がい者のニーズを聞きながら、障害者総合支援法における就労移行支援や就労継続支援、就労定着支援等のサービスの利用を促進し、就労へつなげる取り組みを行います。

エ 特別支援教育の充実と相互理解の推進

心身に障がいのある児童生徒一人ひとりがもっている可能性を最大限にのばし、将来社会で生き抜く力を身に付けることが重要です。そのためにも、就学支援の充実を図るとともに、学校との連携や保護者との協力体制整備に努めます。

学校・幼稚園は、相互理解を深めるため、障がい児とともに学び豊かな人権感覚を身につけるための取り組みを進めるとともに、現在行っている特別支援学校との交流教育の充実を図ります。

オ 地域生活支援体制の整備

障がい者（児）一人ひとりの障がいの程度や住・生活環境にあわせて、日常生活や社会生活が営むことができるように、福祉サービスの周知と啓発を行うとともに、利用者のニーズにあったサービスの創造に努めます。

6 外国人

(1) 現状と課題

本町に住民登録している外国人は、2021年（令和3年）2月末で526人となっています。

わが国で生活する外国人は増加しており、2016年度（平成28年度）の法務省「外国人住民アンケート調査」では、就労の際の差別、入居や入店の拒否、侮辱等の差別的発言があると報告されています。言語や宗教、生活習慣などの違いから、外国人の人権に関わるさまざまな問題への対応が求められています。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動いわゆるヘイトスピーチが社会的問題となっています。2016年（平成28年）には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されました。ヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、差別意識を生じさせかねない行為であり、解消に向けて取り組む必要があります。

日本人と外国人がともに暮らしやすい地域社会を形成するためには、多言語での情報提供や相談対応などの環境整備を進めるとともに、異なる言語や文化、慣習に対する認識を深め、多様な価値観を尊重する心を育む取り組みをさらに推進する必要があります。

(2) 施策の基本方向

文化の違いや多様性を尊重し、人種・民族・国籍を問わず、お互いに尊重し合う社会をめざします。

ア 国際理解の促進やヘイトスピーチ解消に向けた教育・啓発の充実

異なった文化や生活習慣、また歴史的経緯に対して認識を深め、相互理解を促進していくために、学校、家庭、地域が連携し、教育・啓発の充実に図っていきます。

また、「ヘイトスピーチ解消法」を踏まえ、ヘイトスピーチは許されないという認識を深め、国及び福岡県と連携し、その解消を図るための啓発活動を推進します。

イ 住みやすい環境づくり

外国人が生活に必要な情報を取得でき、安心して暮らすことができるよう、多言語による広報と情報提供の推進に努めます。また、外国人の日常

生活をサポートする相談機関に関する情報の収集・提供に努めます。

ウ 国際理解教育の推進

外国語教育の充実や外国の文化等を理解するための学習機会の提供に努め、それぞれの国の文化等を尊重し、協調する態度を育むなど、国際理解教育を推進します。

7 感染症患者等

(1) 現状と課題

1988年（昭和63年）WHO（世界保健機構）は毎年12月1日を「世界エイズデー」と定め、HIV感染症・エイズのまん延防止と患者・感染者への偏見と差別の解消を図る啓発活動の実施を提唱しました。

本町は、福岡県と連携し、町広報誌やリーフレット、ポスターによるHIV感染者・エイズ患者に対する正しい知識の普及や保健福祉環境事務所でやっている抗体検査の啓発などに努めています。また、学校でも児童生徒にエイズ教育（性教育）を実施しています。

ハンセン病は、らい菌による感染症で、感染力は非常に弱く、感染しても発病する可能性は低く、治療法も確立していましたが、発病した患者の外見上の特徴から特殊な病気として扱われ、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。1996年（平成8年）に「らい予防法の廃止に関する法律」が施行され隔離政策がようやく終結しましたが、療養所入所者の多くは、これまでの長期間にわたる隔離や入所者自身の高齢化、また、社会における偏見・差別等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど社会復帰が困難な状況にあります。2009年（平成21年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病患者・元患者等が、地域社会から孤立することなく良好かつ平穏な生活を営むことができるよう基盤整備や福祉の増進、名誉の回復等を図っていくこととされました。

本町においては、福岡県と連携を取り、リーフレットの配布やポスター掲示などを行いハンセン病に対する啓発を行っています。今後も、ハンセン病についての正しい理解と、元患者や家族に対する偏見や差別の解消に向けて、関係機関と連携しながら教育や啓発に取り組む必要があります。

また、1999年（平成11年）に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。同法では、ハンセン病患者やエイズ患者へのいわれのない差別や偏見が存在したという事実を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ良質かつ適切な医療の確保に努めると明記し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する総合的な施策が推進されています。しかし、2020年（令和2年）、新型コロナウイルス感染症拡大により、感染に関する危機意識などから感染者やその家族、医療従事者等が不当な扱いを受ける事案が全国的に数多く確認されています。感染症患者等が不当な差別や偏見に苦しむことのないように、町民一

人ひとりに感染症と感染防止に関する正しい知識や情報を迅速に提供し、健康危機管理と人権尊重の両立を基本とした対策を推進することが課題となっています。

(2) 施策の基本方向

疾病に対する正しい知識を伝え、安心して生活できる社会をめざします。

ア 教育・啓発活動の推進

H I V感染者・エイズ患者及びハンセン病患者・元患者などへの偏見や差別を解消するため、広報誌やホームページによるエイズやハンセン病などの感染症に対する正しい知識の啓発を行うとともに、学校、家庭、地域が一体となって教育・啓発活動の推進に努めます。

イ 患者等の人権に配慮した相談・支援

病気等についての相談、また感染者等への支援について、各関係機関と連携していきます。

ウ 緊急時に向けた体制整備

感染症が発生または発生するおそれがある際には、正しい情報を迅速に発信するとともに、人権に配慮した迅速かつ適切な対応ができるよう体制の整備に努めます。

8 犯罪被害者等

(1) 現状と課題

犯罪被害者等の支援、救済を図るため、2004年（平成16年）に「犯罪被害者等基本法」が制定され、2005年（平成17年）には、この法律に基づく「犯罪被害者等基本計画」が策定されました。

しかしながら、犯罪被害者、その家族又は遺族は、犯罪そのものによる直接的な被害だけでなく、再び被害に遭うのではないかという不安感、収入の途絶や医療費の負担などによる経済的困窮、さらには周囲の無理解からくるいわれのない偏見や中傷などの二次的被害にも苦しめられるなど、依然として困難な状況にあります。

犯罪被害者等基本法では、国及び地方公共団体が犯罪被害者等のための施策を策定・実施していく上で基本となる基本理念や犯罪被害者等に対する国民の配慮と協力を定めています。

さらに、国の基本計画では、犯罪被害者等支援施策のめざすべき方向・視点を設定しています。

福岡県においても、2013年（平成25年）に「福岡県犯罪被害者等の支援に関する取組指針」を策定し、犯罪被害者等の支援に関する施策を展開してきました。

本町においては、犯罪被害者等を出さないためにも安全安心なまちづくりを各団体と協力しながら取り組んでいます。また、福岡県と連携をとり、リーフレットの配布やポスター掲示を行い、相談窓口の周知などを行っています。今後も、関係機関と連携をしながら、防犯体制の強化と支援体制の充実を図るとともに、教育や啓発に取り組む必要があります。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

犯罪被害者が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏への配慮の重要性等について町民の理解が深まるよう、関係機関と連携し、啓発を実施します。

イ 関係機関との連携

福岡県をはじめ関係機関、関係団体等と連携しながら、犯罪防止に取り組むとともに犯罪被害者の支援を推進します。

9 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットの普及に伴い、その匿名性、情報発信の容易さから、インターネット上でプライバシーを侵害したり、差別を助長する表現の書き込みを行うなどのさまざまな問題が発生しています。また、子どもたちの間で、SNSやメールなどによるいじめや嫌がらせも発生しています。

1999年（平成11年）には、インターネット等におけるなりすまし行為などを禁止する「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」が、2001年（平成13年）には、インターネット上で人権を侵害するような書き込み等に対して、被害者がプロバイダ（インターネット接続業者）等に書き込みの削除や発信者情報の開示を求めることができる「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が制定されました。

さらに、2014年（平成26年）には「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」いわゆるリベンジポルノ被害防止法が制定されています。

本町においても、町民への啓発を実施するとともに、インターネット上に人権侵害と思われる書き込みを発見した際は、サイト運営者への削除要請をするなど、関係機関と連携し適切な対応に努めています。

インターネットは、その性質上、一旦情報や画像が掲載されると消し去ることは極めて困難です。さらに、匿名性、情報発信の容易さから、真偽が定かでない情報も多く存在しています。

そのため、一人ひとりが、情報の発信・収集にあたり、個人の責任を十分に理解し、情報モラルを身に付け、情報を主体的に読み解き活用する力（メディアリテラシー）を養う必要があります。

また、インターネットの普及により利用者が低年齢化していることから、学校においても、児童生徒へのメディアリテラシーの教育が重要です。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持ってインターネットを利用するよう、関係機関と連携し啓発を実施します。

イ 教育活動の推進

児童生徒がインターネット上のさまざまな情報の中から、真偽を主体的に判断し、必要なものを的確に選別・活用できる能力や、適切に行動するための基本となる考え方や態度を培うための教育の充実と保護者への啓発に努めます。

ウ 関係機関との連携

インターネット上での人権侵害や個人情報の流出などのプライバシーに関わる問題に対して、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応に努めます。

10 性的少数者

(1) 現状と課題

性の多様性に対する社会の理解が不十分であることにより、社会生活の中で、性的指向や性自認を理由とした偏見や差別があります。

国連は、2008年（平成20年）に性的指向と性自認に基づいた人権侵害の根絶を世界に呼びかける宣言を出しました。また、2014年（平成26年）には、オリンピック憲章に「性的指向による差別禁止」が盛り込まれ、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

国においては、2004年（平成16年）に「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば、家庭裁判所に対し、性別の取扱いの変更の審判を申し立てることができるようになりました。しかし、その対象が限られているなどの課題があります

本町においても、性的少数者への理解の促進を図るため、町民対象の研修会を開催するなど、性の多様性に関する正しい理解と認識を深めるための啓発を進めています。また、町内の学校においても、性的少数者である児童生徒に配慮する取り組みを進めています。

しかしながら、性的少数者への偏見や差別は、性的指向や性自認について、学習する機会がまだまだ少ないことが大きな要因となっていると思われるため、今後、より一層の意識啓発が求められます。

(2) 施策の基本方向

ア 啓発活動の推進

さまざまな機会を利用して、性の多様性に関する正しい認識が深まるよう啓発を推進します。

イ 教育活動の推進

性的少数者に対する適切な理解を促進し、いじめや差別を許さない人権教育を推進します。

さらに、当該児童生徒への適切な対応と配慮に努めます。

1 1 さまざまな人権問題

これまでに記述した以外にも、次に掲げるようなさまざまな人権問題が存在しています。

(1) 刑を終えた人や更生保護対象者等

刑を終えた人や更生保護対象者、またその家族に対する偏見や差別が社会復帰を困難にしている問題があります。本町では、すべての町民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちへの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会をつくることを目的に、7月の三月間の一つとして「社会を明るくする運動月間」を展開してきました。

今後も、罪を償い、立ち直ろうとする人を家庭、学校及び職場を含め、温かく受け入れ更生を援助する地域社会をつくるためにも、啓発活動の推進に努めます。

(2) 生活困窮者等

生活困窮者の多くは、経済的な課題のみならず生活や就労、教育など、さまざまな面で支援が必要な状況があります。また、支援が必要な人ほど、地域から孤立し、自らSOSを発することが難しい状況があります。支援に当たっては、早期に状況を把握し、課題がより深刻になる前に解決を図るために、関係部署が連携し包括的な対応に努めます。

(3) 北朝鮮当局による拉致被害者等

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、生命と安全にかかわる重大な問題です。この問題の解決には、国民および国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。北朝鮮当局による拉致問題についての町民の関心と認識を深めていくため、国や福岡県と連携し啓発活動の推進に努めます。

(4) その他

以上のような人権問題のほかにも、アイヌの人々に対する偏見や差別の問題、性的搾取等を目的とした人身取引の問題があります。

災害時には、避難所でのプライバシーの確保のほか、女性、高齢者、障がいのある人、外国人等への配慮の必要性が改めて認識されました。また、

被災者に対し、風評による嫌がらせやいじめなどの人権侵害も発生しています。

このため、それぞれが抱える課題に応じた施策と人権教育・啓発の推進を行うことが必要です。

第4章 推進体制等

1 推進体制

本基本指針に基づく人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図るため、「新宮町人権・同和問題解決推進本部」を中心に、全庁体制で適切な進行管理に努めます。

2 関係団体等との連携

行政機関、企業、民間団体等と連携し、本基本指針の推進を図ります。

3 基本指針の見直し

今後の人権問題を取り巻く国や福岡県の動向、また、社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行っていきます。

資 料

- 用語解説
- 新宮町差別をなくし人権を守る条例
- 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
- 指針の改定体制・検討経過

用語解説（50音順）

あ行

○えせ同和行為

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」との誤った意識を悪用して、何らかの利権を得るため、同和問題を口実にして企業・行政機関等に「ゆすり」「たかり」等をする行為。同和問題（部落差別）に対する誤った認識を植え付ける原因となっている。

○SDGs（エス・ディー・ジーズ）

2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標」のことで、2030年（令和12年）を期限とする、先進国を含む国際社会全体の17の目標と169のターゲットで構成され、「誰一人取り残さない」ことを理念とした国際社会共通の目標。

か行

○公正採用選考人権啓発推進員制度

就職の機会均等を確保し、雇用の確保を図るために、企業内の適正な採用選考システムの確立等に関し、中心的役割を果たすために設置された制度。

さ行

○三月間

同和問題啓発強調月間、社会を明るくする運動月間、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間の三つを総称して三月間と呼び、「町民のつどい」を中心に啓発活動を行っている。

○児童憲章

すべての児童の幸福を図るため、児童の立場から子どもの権利を確認し、日本国憲法の精神に従い12の条文構成からなる。1951年（昭和26年）のこどもの日に制定された憲章。

○児童の権利に関する条約

世界の多くの児童（児童については18歳未満のすべての者と定義）が、今日なお、飢え、貧困等の困難な状況に置かれている状況に鑑み、世界的な観点から児童の人権尊重、保護の促進をめざした条約で、1989年（平成元年）の第44回国連総会で採択され、日本は1994年（平成6年）に締結した。

○新宮町差別をなくし人権を守る条例

部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、あらゆる差別をなくし町民一人ひとりの参加による明るく住みよい地域社会を実現するために1996年（平成8年）に定めた条例。2020年（令和2年）に一部改正。

○新宮町人権・同和教育推進協議会

部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすために、「日本国憲法」、「教育基本法」、「同和対策審議会答申」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「新宮町差別をなくし人権を守る条例」の精神に基づいて人権・同和教育の徹底を図り、真に人権が尊重され、民主的な明るい町づくりを目的に活動を行っている。三部会に分かれ、学校人権・同和教育部会は、町内に所在する保育園、幼稚園、小・中学校、高校等に在籍する教職員によって組織され、社会人権・同和教育部会は、町教育委員会等職員及び町内に所在する社会教育団体等の代表によって組織され、行政人権・同和教育部会は、町特別職、町職員、行政委員等によって組織されている。1976年（昭和51年）に設立。

○新宮町人権・同和问题解決推進本部

本部長（町長）、副本部長（副町長・教育長）、本部員（各課局長等）で構成され、人権・同和问题解決のための施策の総合的な調整・企画、策定・推進を行う。

○人権週間

国連が世界人権宣言採択を記念して採択日の12月10日を「人権デー」と定めたのを受けて、我が国では12月4日から12月10日を人権週間と定めた。

○人権・同和教育学習カリキュラム

町内小・中学校での社会科歴史学習において、学習目標や内容の共通理解を図り、統一した社会科学習の授業事例集。

○人権フェスティバル

12月の人権週間に合わせて、全町民を対象に講演会等を行う啓発事業。

○人権文化

あらゆる人々が、自己のみならず他の人々の尊厳について学び、相互理解を深めることにより、人権を尊重することが日常生活において定着・習慣化される状態。

○性自認

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）として持っているかということ。「心の性」といわれることもある。

○性的指向

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。

○成年後見制度

認知症の人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人などを保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人などから援助を受ける制度。

○SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）

Line、Facebook、Twitter、Instagram等に代表される、人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

た行

○町民のつどい

7月の三月間に合わせて、全町民を対象に講演会等を行う啓発事業。

○同和対策審議会答申

1961年（昭和36年）に発足した同和対策審議会が、1965年（昭和40年）に提出した総理大臣の諮問「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」に対する答申で、その後の同和対策の指針となった。同和問題（部落差別）が日本国憲法の基本的人権に関わる問題であることを明ら

かにし、前文で「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」と述べている。

○同和問題啓発強調月間

同和問題（部落差別）の真の解決をめざして、差別をなくす運動を展開するため、福岡県において、1981年（昭和56年）に設定した7月の1か月間。

○DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚を含む。）や配偶者であった者、また生活の本拠を共にする交際相手からの暴力に加え、生活の本拠を共にしない交際相手からの暴力のこと。身体に受ける暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力などあらゆる形の暴力が含まれる。

な行

○日常生活自立支援事業

社会福祉協議会が行う、認知症や知的障がい、精神障がいなどのために日常生活を営むのに支障がある人が、地域で安心して生活することができるよう福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などのサービスを提供する事業。2008年度（平成20年度）より「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立支援事業」と改称。

○ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など心身に障がいのある人もない人も、地域社会の中でともに暮らせるような社会が通常であるという考え方。

は行

○バリアフリー

障がいのある人や高齢者などが建物や市街地において、支障なく利用や行動を行える状況。

○部落地名総鑑事件

1975年（昭和50年）に発覚し、1985年（昭和60年）までに9種類約220冊をこえる差別図書が、「人事極秘、部落地名総鑑」等の書名で企業等に販売された事件。この事件をきっかけに、部落差別の解消に向けた企業の社会的責

任が求められるようになり、公正採用選考の取り組み等が進められた。

○ヘイトスピーチ

特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもって攻撃、脅迫、侮辱し、扇動する言動など。

○本人通知制度

住民票の写しや戸籍などを代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した本人に交付した事実を通知する制度。これにより、第三者による不正請求を抑止し、個人の権利侵害を防止することを目的としている。

や行

○要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見、適切な支援が行えるよう、関係機関の円滑な連携、協力を確保することを目的に設置する協議会で、児童福祉法第 25 条の 2 に位置付けられている。

新宮町差別をなくし人権を守る条例

平成 8 年条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）をはじめとする差別の解消を目的とした法令の理念にのっとり、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等、あらゆる差別をなくし、町民一人ひとりの参加による明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(町の責務)

第 2 条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の責務)

第 3 条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

(町の施策の推進)

第 4 条 町は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために国・県と協力して、必要な施策の推進に努めるものとする。

(相談体制の充実)

第 5 条 町は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

(教育及び啓発の充実)

第 6 条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、人権に関する教育及び啓発の推進に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

第 7 条 町は、人権施策の効果的な実施のため、必要に応じ、実態調査又は意識調査を行うものとする。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 4 日条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

2020年（令和2年）3月

新宮町差別をなくし人権を守る条例を改正しました

国においては2016年（平成28年）に、障がいを理由とする差別の解消、ヘイトスピーチの解消、部落差別の解消を目的とした法律が施行されました。本町においても、これら差別の解消を目的とした法令等の理念にのっとり、人権尊重のまちづくりをさらに進めるため、2020年（令和2年）3月に「新宮町差別をなくし人権を守る条例」の改正を行いました。

改正の概要

- 「目的」に日本国憲法と並んで「部落差別の解消の推進に関する法律」等を加えています。
- 「啓発の充実」を「教育及び啓発の充実」として、人権教育の重要性を明確にしています。
- 「相談体制の充実」「実態調査等の実施」の条文を新たに追加しています。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年法律第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵(かん)養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

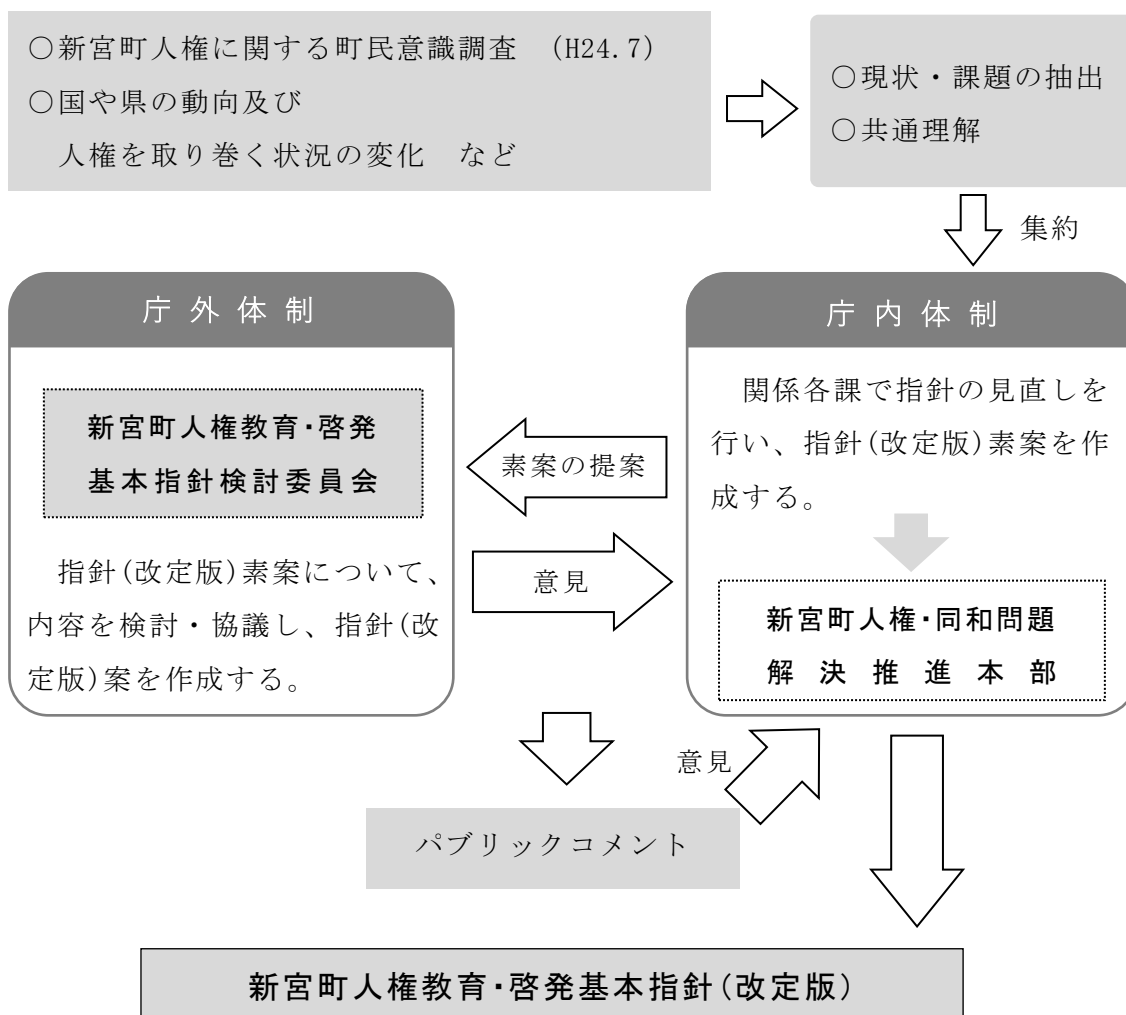
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

指針の改定体制・検討経過



2019(令和元)年度	庁内関係各課で指針の見直しを行い、指針(改定版)素案を作成	指針(改定版)素案 ↓ パブリックコメント ↓ 指針(改定版)案 ↓ 指針(改定版)決定
2020(令和2)年4月	新宮町人権・同和問題解決推進本部で指針(改定版)素案の内容確認	
2020(令和2)年7月 ～ 2021(令和3)年3月	新宮町人権教育・啓発基本指針検討委員会で指針(改定版)素案の検討及び協議、指針(改定版)案の作成 (全4回開催)	
2021(令和3)年3月	新宮町人権・同和問題解決推進本部で指針(改定版)の決定	

新宮町人権教育・啓発基本指針（改定版）

発行年月日 : 令和3年 3月

発 行 : 福岡県 新宮町

〒811-0192 福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜一丁目1番1番

TEL : 092-962-0231（代表） FAX : 092-962-2078